町田市ケアマネジャー連絡会

2023年第１回研修会

意思決定支援を学び
権利擁護を考える

公益社団法人　東京社会福祉士会　会員

ＴＲＹ星野社会福祉士事務所

認定社会福祉士（地域社会・多文化分野）

（公益社団法人　日本社会福祉士会　理事

厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員）

星野　美子

１．「意思決定支援」について

権利擁護をめぐる内外の動向

2000年　介護保険導入・社会福祉基礎構造改革

成年後見制度スタート（民法の改正）

2006年　地域包括・権利擁護事業と高齢者虐待防止法

2007年　障害者権利条約　署名

2010年　後見世界大会　横浜宣言

（類型のあり方、公的支援体制の不足への問題提起）

2012年　老人福祉法改正（市民後見人養成への取組）

2014年　**障害者権利条約　批准**

2016年　**成年後見利用促進法成立**　(議員立法)

2017年　第一期基本計画と５年の工程表の提示

2022年　第二期基本計画の閣議決定

成年後見制度利用促進基本計画

第一期計画における課題	第二期計画における対応
成年後見制度とその運用について ・本人のニーズ変化に対応できない ・後見人等が**本人の意思を尊重**しない場合がある	**成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実** ・民法の見直しに向けた検討 ・制度以外の権利擁護支援策の検討 成年後見制度の運用の改善 ・家裁と地域の関係者の連携により状況に応じて後見人の交代を実現。**意思決定支援研修の実施**
後見人の報酬について ・専門性や事務内容に見合った報酬額となっていない ・市町村による助成事業の実施状況の異なり	**後見人への適切な報酬の付与** ・適切な後見報酬の算定、報酬助成事業の見直し ・報酬のあり方、報酬助成等の制度のあり方の検討
地域連携ネットワークづくり ・整備が進まない ・制度のニーズ増に対応する担い手確保	**地域連携ネットワークづくりの推進** ・都道府県の機能強化

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

○　地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。

○　第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

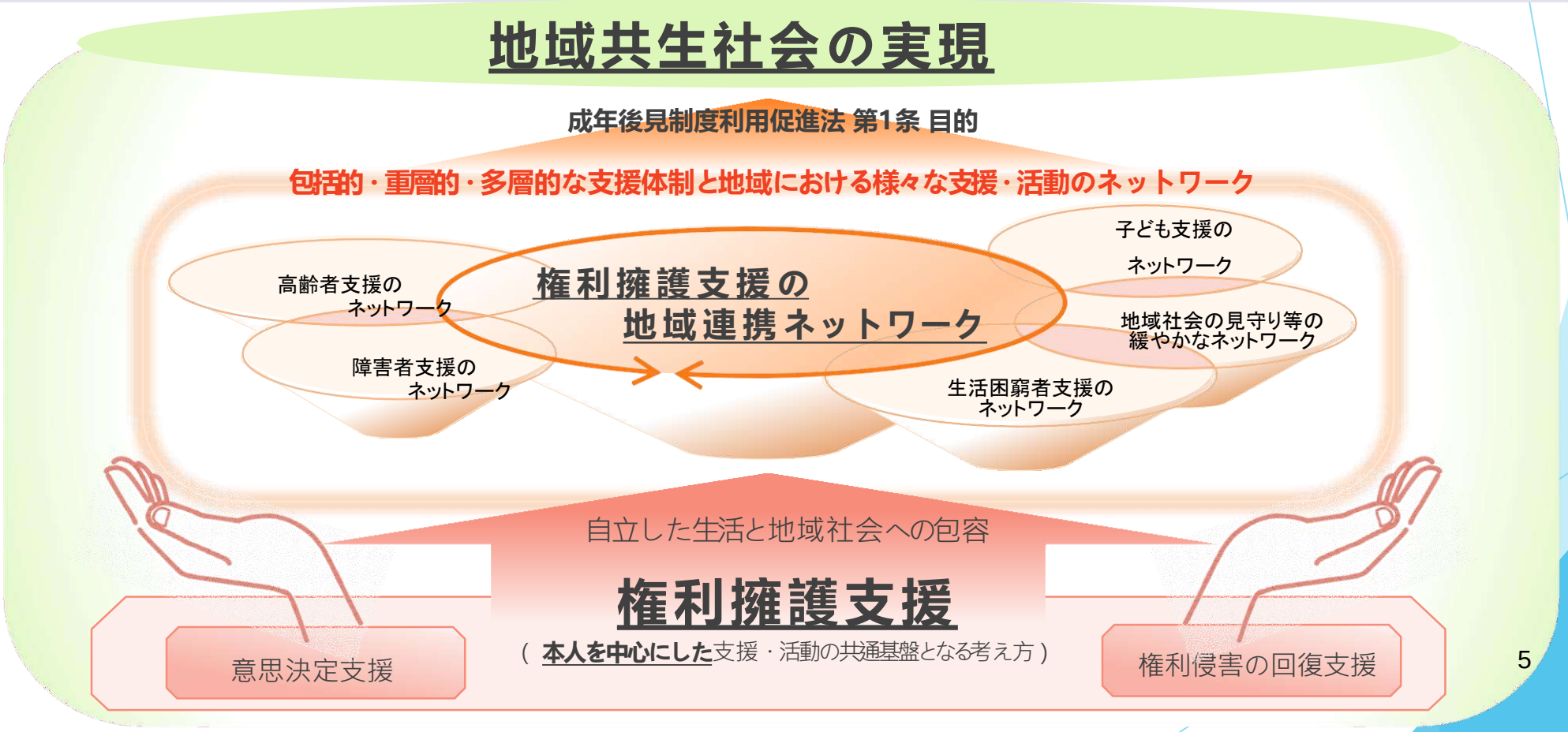

２．意思決定支援に関する各種ガイドライン

意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について

ガイドライン	特　　徴	共通項
障害者福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（H29年3月）	障害者の意思を尊重した質の高いサービス提供に資する 本人にとっての最善の利益の判断も意思決定支援に含む	・本人への支援は、**本人の意思（自己決定）の尊重**に基づいて行う ・**意思決定の主体は本人**である ・前提としての**環境整備、チーム支援、適切な情報提供等**の要素を示す
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（H30年6月）	認知症の人が自らの意思に基づいた生活を送ることを目指す 代理代行決定はガイドラインの対象外	
人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（H30年3月改訂）	本人・家族等・医療介護従事者が最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示す	
身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（R1年5月）	医療機関の対応とともに成年後見人等に期待される具体的な役割について整理するもの	
意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（R2年10月）	**成年後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に行うことができるよう役割の具体的イメージを示すもの**	

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」は、なぜつくられたのか？

〇第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものがあると指摘されている

〇これまでの成年後見制度の運用では、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた

〇後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人を代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる

〇後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の策定

○成年後見制度利用促進基本計画（平成２９年３月２４日閣議決定）においては、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行うこととされています。利用者がメリットを実感できるような制度・運用となるには、意思決定支援の考え方に沿った後見事務が行われる必要がありますが、成年後見制度利用促進専門家会議においても、そのためには、**後見人による意思決定支援の在り方について、具体的で実践可能な指針が策定される必要がある**という認識が共有されました。

○これを受けて、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体（日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び公益社団法人日本社会福祉士会）をメンバーとするワーキング・グループが立ち上げられ、令和元年５月以降、このワーキング・グループにおいて、指針の策定に向けた検討を進めてきました。ワーキング・グループでは、本人の視点を踏まえた指針の策定を目指し、利用者の立場を代表する団体からのヒアリング等を行い、最終的なとりまとめに向けた検討を進めてきましたが、今般上記指針「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が完成しましたので、これを公表します。

令和２年10月

ガイドラインのポイント

1．**本人中心主義の実現**のために後見人等に求められていることは何かを具体的に記載

2．意思決定支援の**基本原則を７つ**にまとめた

3．意思決定能力の定義　⇒本人が「できる」「できない」ではなく、**支援を尽くしたかどうか**が問われていることに留意

4．後見人が行う権限の行使は、**意思決定支援のプロセスを踏まえたうえでの代行決定**であることの明記

5．意思決定支援のプロセスに後見人がどのように関わるかを詳細に記述し、**５つの様式**を提示

＊後見人だけではなく、本人に関わるすべての支援者・関係者が知っておく必要がある

ガイドラインにおける意思決定支援の定義

意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう。

ともに紡ぐ

- *ひとつのことが決められないと、全てが決められない？*

  → **そもそも、ひとつに決めなくちゃだめなのか**

- *支援者らが考える「良かれと思う方向」に導くこと？*

  → **説得、ではなく、納得**

- *価値観や好き嫌いって、一生変わらない？*

  → **人は環境や関わり方によって変化する存在**

意思決定支援の基本原則

第１　**全ての人は意思決定能力がある**ことが推定される

第２　**実行可能なあらゆる支援**を尽くさなければ、
代行決定に移ってはならない

第３　**不合理にみえる意思決定**でも、それだけで
意思決定能力がないと判断してはならない

代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

第４　代行決定に移行しても、**明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動**する

第５　①本人の意思推定すら困難な場合、又は②見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合、後見人等は**本人を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針**を採らなければならない

第６　第５の最善の利益に基づく代行決定は、これ以上先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、**必要最小限度の範囲**で行われなければならない

第７　一度代行決定が行われた場合でも、次の場面では**第1原則に戻る**

意思決定支援における支援者等の立ち位置

【本人と支援者の本質的な関係】

本人（支援の受け手）は、支援者との関係において、対等な立場に立ちにくい心理的制約を抱えています

例）私（１人暮らしの高齢の女性）は週２回訪問介護を利用して、家事援助（買い物、室内の掃除）をお願いしています。

ある日、いつものヘルパーが体調を崩したとのことで、初めてのヘルパーが来てくれました。部屋の掃除をしているときに、お気に入りのカップを誤って割ってしまいました。

あなただったら、どうしますか？

私（本人）の気持ち：「おそれ」「自己抑制」「あきらめ」

【本人と支援者の本質的な関係】

支援者は悪意はない・・・しかし支援者の価値観による「利益」「保護」「安全」を重視しがち

本人は人として・・・「個人の自由」「尊厳」「生き方の選択」を求めている

この関係において、「緊張関係」「目的の非対称性」が生まれ、さらに、支援者には本人よりも圧倒的に多くの情報をもっているため、本人と同等の立場に立つことが難しくなり、バランスが支援者側に大きく傾いてしまうことを自覚する必要がある

成年後見人等とサービス事業者との立ち位置の違い

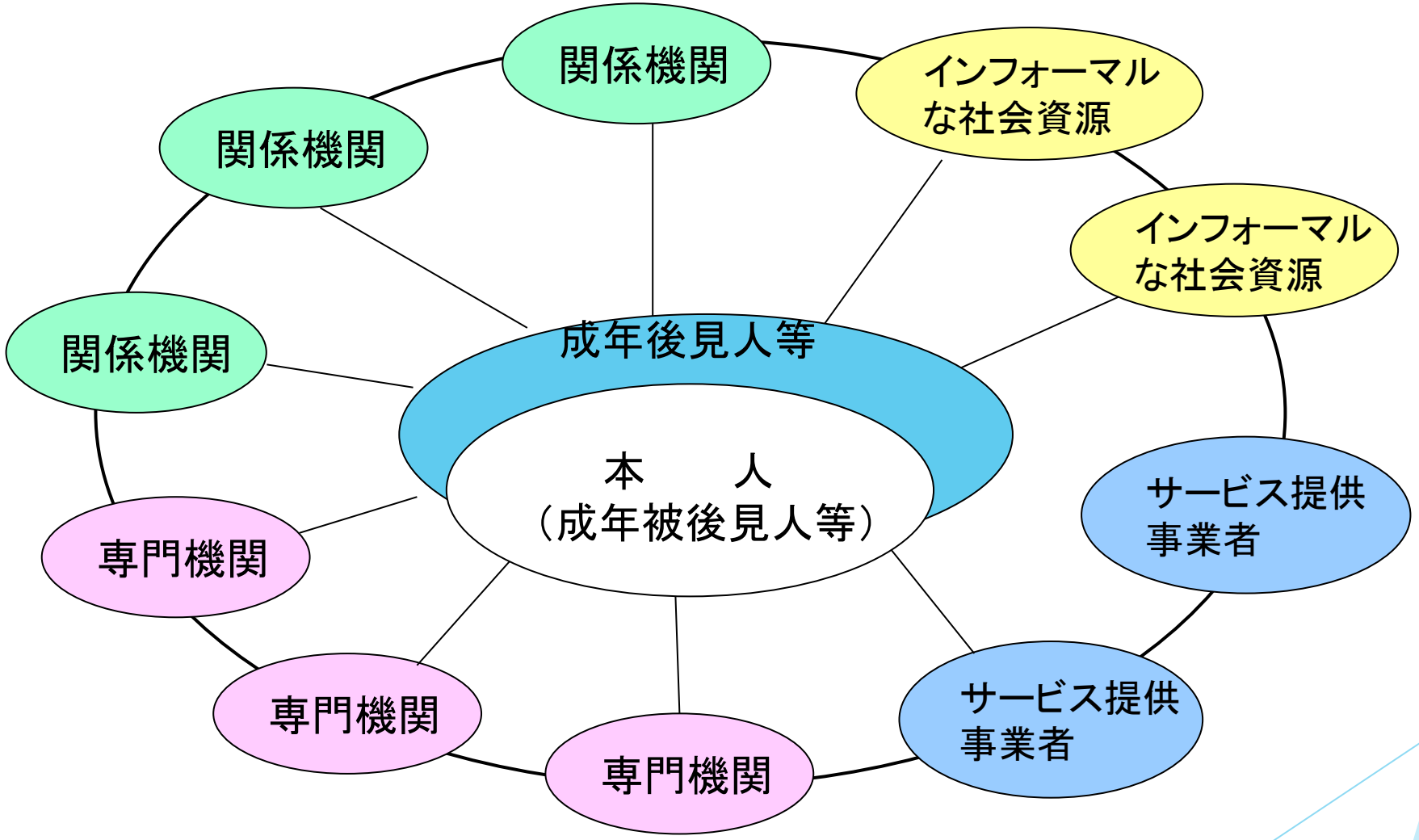

『権利擁護と成年後見実践』（社）日本社会福祉士会編　民事法研究会、2009

意思決定支援におけるチームメンバーとしての本人
支援を受ける対象（客体）から意思決定の主体としての捉え直し

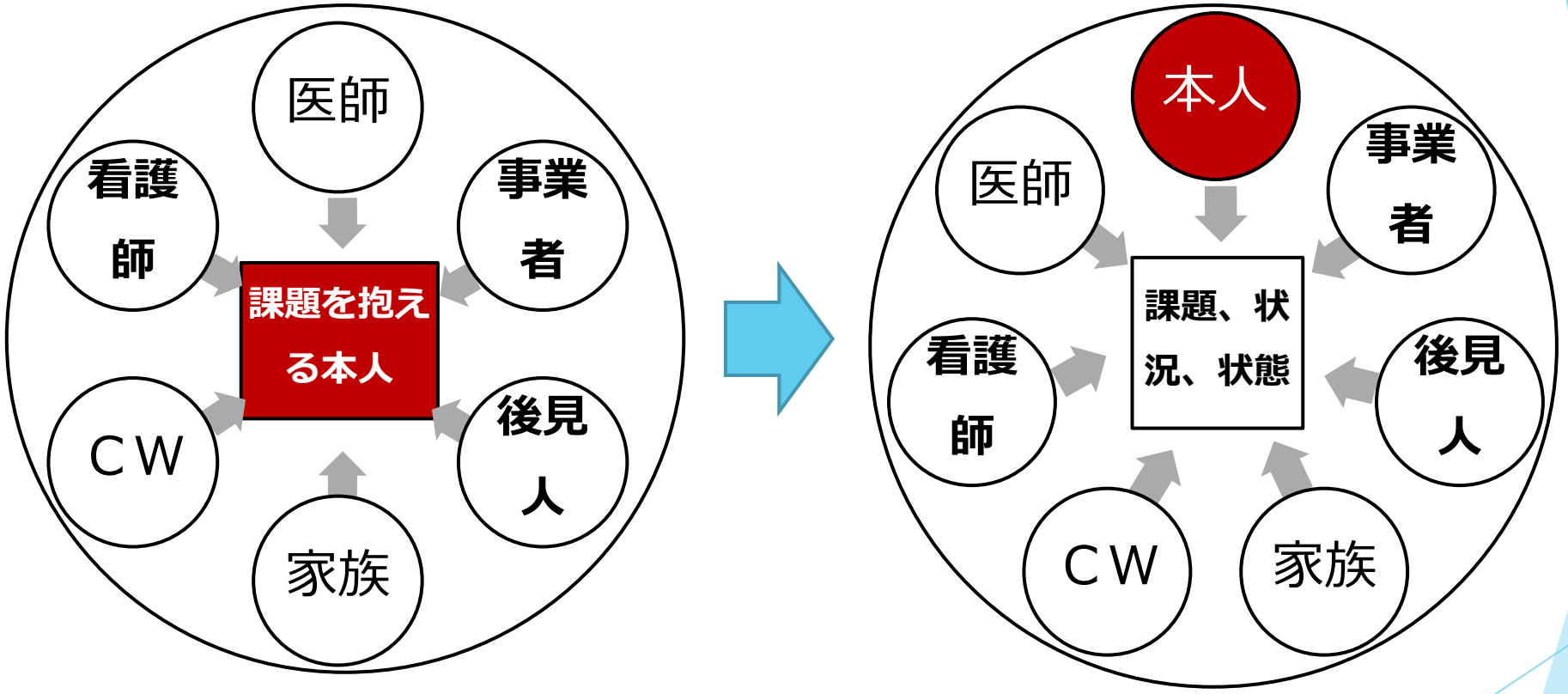

出典：ソーシャルワークの理論と実践の基盤、公益社団法人東京社会福祉士会、2019年、へるす出版
88頁　図3-4 協働体制の変化（福山和女）より一部改変引用

３．意思決定支援の要素

【意思とは何か　（「意思」と「意志」）】

「痩せたい」　⇔　「食べたい」

正反対の気持ち、矛盾する気持ち

「そっとしておいて」　⇔　「放っておいて？」

言葉で表現していることと本当の思いが異なる

うまく表現できない

自分で本心に気づいていない

【意思決定支援の主な要素】

（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインより）

意思形成

- 本人の意思形成の基礎となる条件の確認
- 必要に応じた都度、繰り返しの説明、比較・要点の説明、図や表を用いた説明
- 本人の正しい理解、判断となっているかの確認

意思表明

- 意思表明場面における環境の確認・配慮
- 表明の時期、タイミングの考慮
- 表明内容の時間差、また、複数人での確認
- 本人の信条、生活歴・価値観等の周辺情報との整合性の確認

意思実現

- 意思実現にあたって、本人の能力を最大限に活かすことへの配慮
- チーム（多職種協働）による支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用
- 形成・表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

【意思決定支援の主な要素】

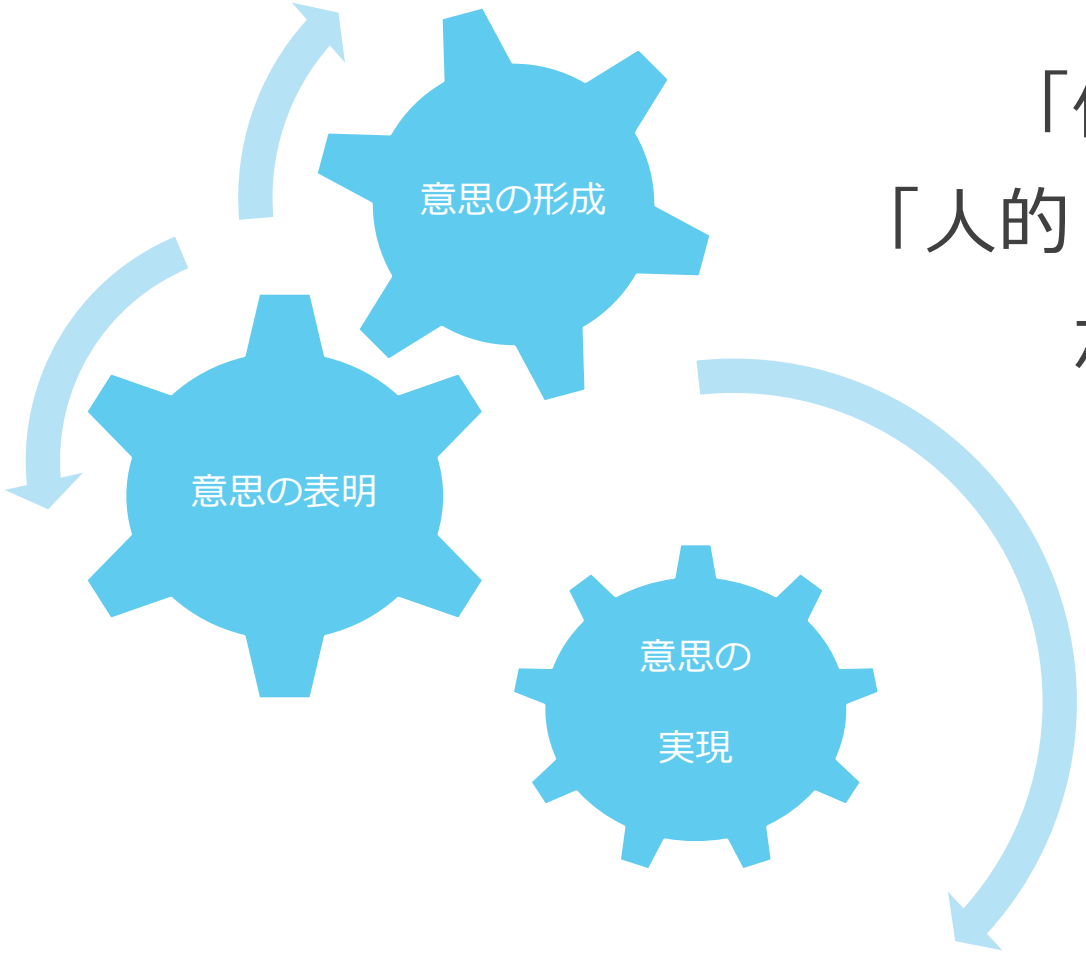

前提として
「信頼関係の構築」
「人的・物的環境整備」
が求められる

【信頼関係の構築】

① 本人を知る

② 特性を知る

認知症・知的障害・精神障害・発達障害等

③ コミュニケーションの前提

④ コミュニケーションの手法

【環境整備】

① 人的環境整備
周囲の人の態度や関係によって、本人の意思決定は影響を受けます
尊重する態度、信頼関係、関係性への配慮

② 物的環境整備
物理的環境や時間帯等によって、本人の意思決定は影響を受けます
慣れた場所、一番力を発揮できる時間帯

４．意思決定支援の具体的なプロセス

○　意思決定支援のプロセス

○　意思決定支援後のプロセス

「意思決定支援・意思決定支援後のプロセス図」より

【意思の形成への支援】

適切な情報、環境、認識の下で、意思が形成されることを支援する

意思を決定するためには、その内容についての適切な情報が必要となる

例）自宅でひとりで入浴することが難しい利用者さんがいます。まわりの人は「なんとか入浴してほしい」と思っていますが、ご本人は「入浴したい」という気持ちがないようです。どんな支援が求められると思いますか？

【意思の形成への支援】におけるチェックポイント

□支援者の価値判断が先行していないか？

□本人の「理解」と支援者の「理解」に相違はないか？

□選択肢を提示する際の工夫ができているか？

□他者からの「不当な影響」はないか？

【意思の表明への支援】

形成された意思を適切に表明・表出することを支援する

心の中で決めていても、それを表明・表出するには、適切な環境が必要となる。環境整備が重要。

例）ご本人にとっての入浴の目的は、何でしょうか。どんな方法で支援を受けたいか、選んでもらいたいのですが、どのような支援が求められると思いますか？

【意思の表明への支援】におけるチェックポイント

□決断を迫るあまり、本人を焦らせていないか？

□本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等から見て整合性があるか？

□意思を表明しにくい要因や他者からの「不当な影響」はないか？

【意思の実現への支援】

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することを支援する

例）やはり自宅の浴室で、お風呂に入りたいという希望を実現するために、どんな支援が求められると考えますか？

例えば・・・自宅の浴室が使用できない場合

・・・ひとりでは入浴が困難な場合

→　意思の実現のみを目的としない

プロセスを重視することの意味

【意思の実現への支援】におけるチェックポイント

□本人の能力を最大限活用できているか？

□意思決定支援チームが協働できているか？

□活用可能な社会資源を適切に利用できているか？

→ 実現それ自体より、**本人と一緒に実現を目指していくという過程**が重要。本人を抜きにして、何でも「やってあげる」という姿勢は実現支援ではなく「代行決定」となる。

ソーシャルサポート6つの機能

サポート機能	サポート機能の説明	必要な技術
自己評価サポート	自分の能力・社会的価値・仕事での能力に疑いをもったときに有効に働く。自分がマイナスに考えていた自己像の側面を打ち明けることで、自分の評価を再度高めることが出来る	・相手の話を注意深く聞くこと（傾聴） ・相手の話に、感情・事実の反射 ・共感、安心、愛着、尊敬の提供 ・再保証 ・自己開示 ・非審判的態度の保持
地位のサポート	自分が何等かの役割を果たしていることで得られるサポート	・相手に役割を与えること ・役割を果たしている相手を認めること
情報のサポート	問題の本質、問題に関係している資源に関する知識、代替的な行動に至る道筋に関する情報を提供すること	・適切な情報ネットワークを持っていること ・相手のニーズに見合った情報を見つけだすこと
道具的サポート	実際的な課題に対する援助の提供	・相手に必要な具体的な援助力を持っていること（お金・労働力・時間等）
社会的コンパニオン	共にいる、出かけるなどの社会活動のサポート	・コンパニオンとして使える時間の所有 ・相手にとって重荷にならないこと
モチベーションのサポート	根気よく何かを継続したり、解決に向かって進んでいけるようにモチベーションを高めるサポート	・励まし ・努力の結果と予測との再保証 ・将来の希望を見つけ相手に伝えること ・フラストレーションの対処の方法 ・共に頑張ろうというメッセージの伝達

ソーシャルサポートの機能別６分類とそれらのサポートを提供するのに必要な技術　Wills,1985
出典：渡部律子「高齢者援助における相談面接の理論と実際第2版」ｐ.43

５．代行決定との違い

【意思決定能力】

意思決定能力＝本人の個別能力＋**支援者側の支援力**

本人の個別能力

①意思決定に関する情報について、本人が理解すること

②必要な情報を、本人が記憶すること

③本人が、選択肢を比較検討すること

④意思決定した内容を、本人が他者に伝える（表現する）こと

支援者側の支援力

能力はあるかないかという二者択一的なものではなく、変化することを踏まえて、実践上可能な工夫、努力を尽くすこと

【代行決定に移るには】

　基本原則１～３に基づいた意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行しますが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とします。

後見人等に法的代理権が付与されていることからの整理です。日常的な支援関係者がこのガイドラインで示される「代行決定」を行うことはリスクを伴うと考える必要があります。

【代行決定の原則】

１．本人の意思の推定（本人の意思と選好に基づく最善の解釈）を行う

２．本人の意思の推定すら困難な場合、又は本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合、後見人等は本人の信条・価値観・選考を最大限に尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない

３．上記は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限の範囲で行われなければならない

【代行決定から意思決定支援に戻る】

一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、「本人には決める力がある」という第１原則に戻る

後見人等の場合、代わりに決めなければならないと考えがちだが、どのような場面においても「本人には決める力がある」という前提からスタートする

【本人にとっての最善の利益を考える際のポイント】

最後の手段として、関係者が協議し判断せざるを得ない場合

□（本人の立場からみた）メリット・デメリットの検討

□相反する選択肢の両立可能性の模索

□自由の制限の最小化

６．事例から考える

グループワーク用事例を読み、気づいたことを話し合います

気になったことがありますか？

（１）　ケアマネジャーと長男のやり取りについて

（２）　本人と長男のやり取りについて

（３）　その後の経緯について

（４）　こんな方法があるのではないかなど

【メモ】

成年後見人等による意思決定支援

支援の第１ステージから第２ステージへの移行概念図

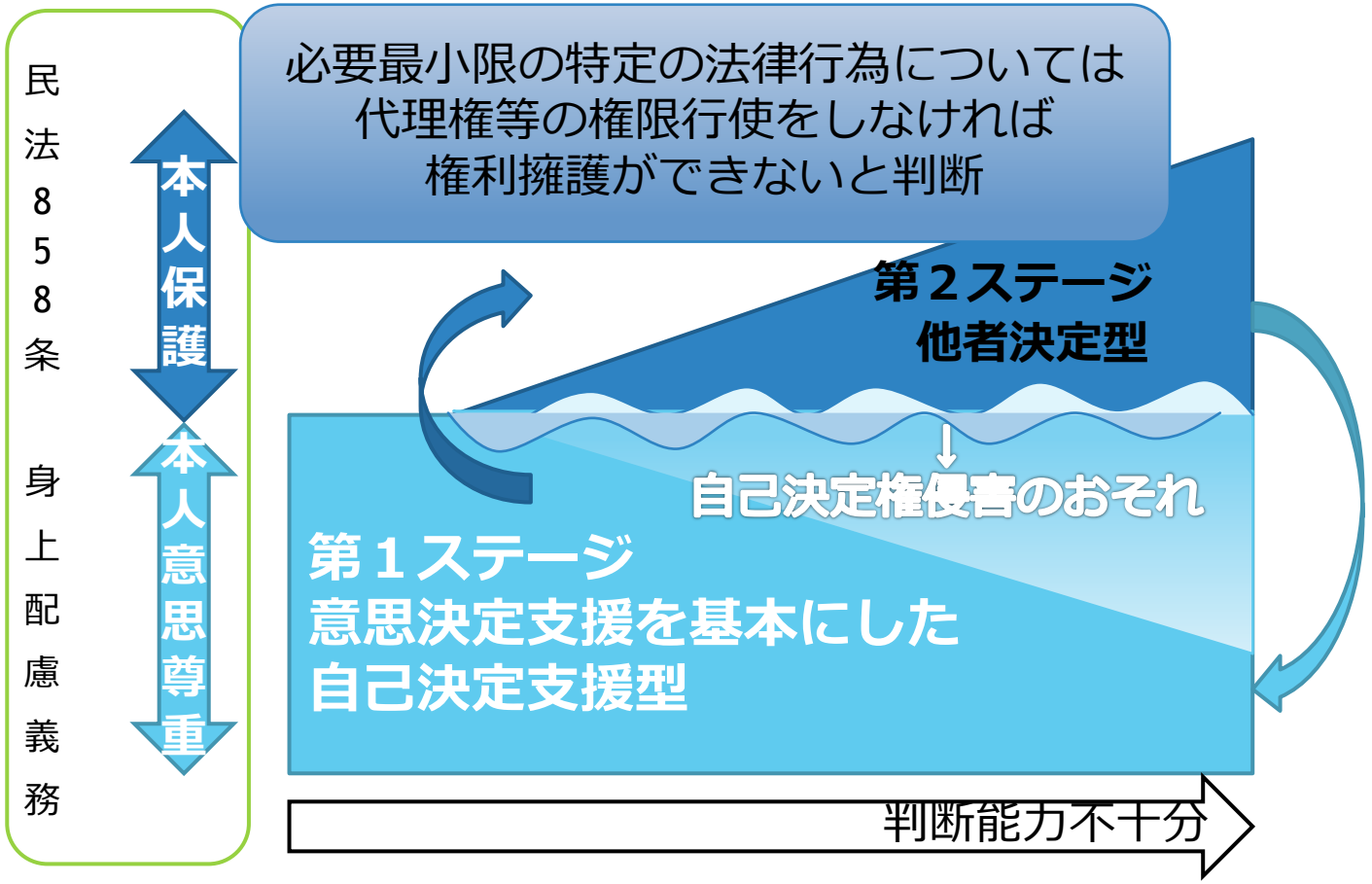

- ✓ 第１ステージが基本
- ✓ 第１ステージから第２ステージへの移行が必要な判断根拠は何か
- ✓ 第２ステージにおける意思決定支援、本人への説明と同意
- ✓ 第１ステージでの支援の可能性の検証

『意思決定支援実践ハンドブック』（２０１９・民事法研究会）より

意思決定支援は、決して新しい概念ではありません。

これまで皆様が日々の実務のなかで、行われてきたことです。

意思決定支援が難しい、と感じられた方、その難しさはどこにあるでしょう？

本人の能力の問題ではなく、私たち支援者といわれる側の問題ということはなかったでしょうか？

私たちの価値観や「よかれ」と思う気持ちは、決してマイナス面だけではありませんが、本人自身が自分で決めようとする力を奪っているかもしれません。または、私たち自身が気づいていない、知らないことが本人のなかにはあるのかもしれません。

第二期基本計画においては、権利擁護支援について、本人に代わって、何かを決めてしまうのではなく、本人とともに考える、本人とともに悩む、本人とともに行動する、そのような支援を貫ける社会が求められています。

重篤な危機介入の場面においては、**“本人が支援力を活用して、自らの力で生きていくことのできる状況に戻る”**ことをイメージして、法的根拠に基づいて介入することが求められ、権限のある者の介入が許容されると考えられます。（虐待対応や本人の同意が得られないなかでの成年後見制度の利用など）

本研修が少しでも皆様の実務に生かされるものがあることを願っています。

ご参加、ありがとうございました。